

証券コード 9282
(発信日) 2025年9月5日
(電子提供措置の開始日) 2025年9月5日

投資主各位

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
いちごグリーンインフラ投資法人
執行役員 伊藤菜々子

第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第8回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日でご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2025年9月26日（金曜日）午後6時15分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます（ご送付いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。）。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第15条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日でご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資法人現行規約同条第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約第15条抜粋）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出される

ことについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
- (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
- (3) 解散
- (4) 投資口の併合
- (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
- (6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認

4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイトに「第8回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人のホームページ等にアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

本投資法人のホームページ

<https://www.ichigo-green.co.jp/ir/agm.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のホームページにも掲載しておりますので、以下の東証のホームページ（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（いちごグリーンインフラ投資法人）または証券コード（9282）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」にある「投資主総会招集通知 / 投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証のホームページ（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬具

記

1. 日 時：2025年9月27日（土曜日）午前10時
2. 場 所：東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更（投資対象および金銭の分配に関する規定の変更）の件
第2号議案：執行役員1名選任の件
第3号議案：監督役員2名選任の件
第4号議案：補欠執行役員1名選任の件
第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社であるいちご投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
- ◎電子提供措置事項または電子提供措置事項を記載した書面を修正する場合の周知方法
電子提供措置事項または電子提供措置事項を記載した書面を修正する必要がある場合には、その旨、修正前および修正後の事項を
本投資法人のホームページ（<https://www.ichigo-green.co.jp/ir/agm.html>）および
東証のホームページ（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 規約一部変更（投資対象および金銭の分配に関する規定の変更）の件

1. 変更の理由

① 信用組合および信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」（昭和24年法律第181号。その後の改正を含みます。）および「信用金庫法」（昭和26年法律第238号。その後の改正を含みます。）に基づく出資を行う必要があることから、本投資法人が借入れを行うために必要な場合にはかかる出資を行うことができることを明確化することを目的として、本投資法人の投資対象にこれらの出資を追加するものです（第31条第5項）。

② 投信法および投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正により、「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、本投資法人の規約においても同様の定義を規定するものです（第38条第1号）。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第31条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1.～4.（記載省略） 5. 本投資法人は、再生可能エネルギー発電設備関係資産及び前項に規定する特定資産のほか、再生可能エネルギー発電設備関係資産への投資に当たり必要がある場合には、次に掲げる資産に投資することができる。 （1）～（12）（記載省略） （新設） （新設） <u>（13）</u>（記載省略） 6. （記載省略）	第31条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1.～4.（現行のとおり） 5. 本投資法人は、再生可能エネルギー発電設備関係資産及び前項に規定する特定資産のほか、再生可能エネルギー発電設備関係資産への投資に当たり必要がある場合には、次に掲げる資産に投資することができる。 （1）～（12）（現行のとおり） <u>（13）中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。その後の改正を含む。）に定める出資（本投資法人が借入れを行うために必要なものに限る。）</u> <u>（14）信用金庫法（昭和26年法律第238号。その後の改正を含む。）に定める出資（本投資法人が借入れを行うために必要なものに限る。）</u> <u>（15）</u>（現行のとおり） 6. （現行のとおり）

現 行 規 約	変 更 案
第38条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 （1）利益の分配 ①投資主に分配する金額の総額のうち、本投資法人の利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される<u>利益</u>とする。 ②（記載省略） （2）～（5）（記載省略）	第38条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 （1）利益の分配 ①投資主に分配する金額の総額のうち、本投資法人の利益（<u>本投資法人の貸借対照表上の純資産額が出資総額等その他の投資法人計算規則で定める各勘定科目に計上した額の合計額（以下「出資総額等の合計額」という。）を上回る場合において、当該純資産額から出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。以下本条において同じ。）</u>の金額（以下「分配可能金額」という。）は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される<u>もの</u>とする。 ②（現行のとおり） （2）～（5）（現行のとおり）

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である伊藤 菜々子は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約第19条第3項に基づき、選任後本投資法人規約第9条第2項に基づき招集する投資主総会の終結の時までとします。

なお、本議案は、2025年8月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職	
いとう ななこ 伊藤 菜々子 (1980年5月8日)	2007年12月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 三井法律事務所
	2011年7月	二重橋法律事務所（現祝田法律事務所）
	2013年9月	金融庁証券取引等監視委員会証券検査課
	2015年11月	二重橋法律事務所（現祝田法律事務所）
	2016年10月	岩田合同法律事務所 カウンセル （第一東京弁護士会）
	2021年9月	本投資法人 執行役員（現任）
	2022年1月	岩田合同法律事務所 パートナー（現任）

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を遂行しております。また、上記執行役員候補者につきましては、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は北菜々子です。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として当該保険契約の被保険者になっており、選任が承認された場合は引き続き当該保険契約の被保険者になる予定です。

第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である野本 新および藤田 清文は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第19条第3項に基づき、選任後本投資法人規約第9条第2項に基づき招集する投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職	
1	の もと あらた 野 本 新 (1968年7月8日)	1997年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 小中・外山・細谷法律事務所
		2002年9月	ポールヘイスティングスLLP（ニューヨーク）
		2003年5月	米国ニューヨーク州弁護士登録
		2003年11月	米国カリフォルニア州弁護士登録
		2004年1月	ポールヘイスティングス法律事務所 外国法共同事業
		2008年2月	ポールヘイスティングス法律事務所 パートナー
		2010年2月	シティユーワ法律事務所 パートナー（現任）
		2016年6月	本投資法人 監督役員（現任）
		2016年8月	PAG不動産投資顧問株式会社 （現MIRARTH不動産投資顧問株式会社） コンプライアンス委員会外部委員（現任）
		2020年7月	M&G Investments Japan株式会社 監査役（現任）

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職	
2	ふじ た きよ ふみ 藤 田 清 文 (1972年 7 月21日)	2000年 4 月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 淀屋橋合同法律事務所 （現弁護士法人淀屋橋・山上合同）
		2004年 6 月	金融庁検査局総務課
		2006年 7 月	弁護士法人淀屋橋・山上合同 東京事務所
		2006年 7 月	株式会社フェリシモ 社外監査役
		2007年 4 月	弁護士法人淀屋橋・山上合同 東京事務所 パートナー（現任）
		2008年 3 月	日土地アセットマネジメント株式会社 （現中央日土地アセットマネジメント株式会 社）コンプライアンス委員会外部委員（現任）
		2009年 8 月	フィンテックアセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会特別委員
		2014年 5 月	株式会社フェリシモ 社外取締役（現任）
		2015年 6 月	一般財団法人エン人財教育センター （現一般財団法人エン人材教育財団） 監事 （現任）
		2016年 3 月	東洋グリーン株式会社 社外取締役
		2016年 6 月	本投資法人 監督役員（現任）
		2017年 5 月	株式会社幸和製作所 社外取締役
		2018年11月	株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ 監査役（現任）
		2022年11月	一般財団法人セレ奨学財団（現公益財団法人セ レ奨学財団） 理事（現任）
		2023年 6 月	KNT-CTホールディングス株式会社 社外取締役 （現任）

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しております。
2. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者兩名は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に

関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として当該保険契約の被保険者になっており、選任が承認された場合は引き続き当該保険契約の被保険者になる予定です。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案は、2025年8月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴および重要な兼職	
かしわ ぎ けん すけ 柏 木 健 佑 (1981年4月26日)	2007年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 西村あさひ法律事務所
	2012年10月	岩田合同法律事務所
	2016年1月	岩田合同法律事務所 パートナー（現任）

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になる予定です。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴および重要な兼職	
こん どう ゆう じ 近 藤 祐 史 (1981年8月17日)	2005年10月	弁護士登録（東京弁護士会） シティユーワ法律事務所
	2012年7月	ピルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ピットマン法律事務所 ニューヨークオフィス
	2017年1月	シティユーワ法律事務所 パートナー（現任）

1. 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になる予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項および本投資法人現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

また、本投資法人現行規約同条第3項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておらず、また、本投資法人現行規約第15条第3項が適用される第2号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、2025年8月14日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。

以上

投資主総会会場ご案内図

会 場：第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラ

東京都港区新橋一丁目2番6号

TEL 03-3501-4411 (代表)



- ・ＪＲ「新橋駅」北改札より日比谷口（ＳＬ広場側） 徒歩約２分
- ・ＪＲ・東京メトロ銀座線「新橋駅」７番出口または内幸町地下歩道（段差有）より直結 徒歩約２分
※エレベーターは、４番出口付近にあります。
- ・都営三田線「内幸町駅」Ａ２出口 徒歩約３分
※エレベーターは、Ａ４出口付近にあります。
- ・都営地下鉄浅草線・ゆりかもめ「新橋駅」 徒歩約５分

＜ご来場される投資主様へのお願い＞

ご入場は投資主様ご本人のみとさせていただきますが、障がいなどをお持ちの投資主様の介助のため同行された方は、1名に限り一緒にご入場が可能です。当日受付にお申し出ください。

ただし、介助者が議決権を行使したり、質問をすることはできませんので、ご了承ください。

